

人口減少への対応に関する意見

平成 26 年 10 月 10 日

日本商工会議所

目次

【人口減少問題に関する基本的考え方】	1
【人口減少対策の3つの柱と商工会議所の取り組み】	1
Ⅰ. 地域の再生・創生	2
1. 地方での人の交流・定住を支援する仕組みづくり	2
2. 地域に人が残る「しごととくらし」づくり	3
(1) 若者にとって魅力ある農林水産業づくりの強化	3
(2) 地域内外の交流人口を増やし、新たな「しごと」を生み出す 観光戦略の促進	3
(3) 地域内経済循環の再構築	4
3. コンパクトで賑わいのある「まち」づくり	5
4. 地域再生に資する土地の有効活用に係る制度の抜本的見直し	6
5. 広域連携・地方分権の推進	6
Ⅱ. 女性と高齢者の活躍推進	7
1. 経済成長を維持するための女性・高齢者の活躍推進	7
Ⅲ. 結婚・出生率向上に向けた環境整備	8
1. 結婚・出産しやすい環境づくり	8
2. 安心して子どもを産み育てられる環境整備	9
3. 少子化対策の財源に関する考え方	11
Ⅳ. 地方創生に向けた商工会議所の取り組み強化	11
1. 地域の中核としての活動の更なる展開	11
2. 商工会議所のネットワークを活用した地域内外の連携推進	12
3. 現場に役立つ事業活動支援・情報発信の強化	12
4. 地方創生のために活動する商工会議所への寄付金は全額損金算入に	12

【人口減少問題に関する基本的考え方】

経済的理由や価値観の多様化などを背景に若者の晩婚化や未婚化が進む中、若者を中心に出生率の低い東京への人口流出が全国的な少子化傾向に拍車を掛けている。とりわけ地方においては人口減少に伴う経済の縮小、停滞が産業の衰退につながり、人々は「しごと」を求めてますます都市部へと流出し、人口の減少と経済の縮小スパイラルを招いている。

現状のまま何もしなければ、極めて困難な未来が待ち受けているという危機意識を、政府、地方自治体、国民等の各層で共有し、危機感を持って人口急減という中長期的課題の解決に取り組む必要がある。

地方の疲弊と人口減少は表裏一体の問題である。地方の人口急減、都市部や東京への人口流出に歯止めをかけ、日本全体が経済の縮小スパイラルから脱却して持続的な成長を遂げていくためには、各地域における世代間のバランスがとれた人口構成を持つコミュニティづくりを通じて、地方の再生を図っていくことが必要である。地域の再生と持続的な発展が、若者の地方への定着と、わが国の人口減少抑制への最も有効かつ重要な対策と考える。そのためには、これまでの日本の歩んできた道のを顧み、従来の価値観や慣習に囚われない経済社会システムの抜本的な見直しや転換が必要である。

政府は、50年後の人口1億人維持の目標を掲げ取り組もうとしているが、地方自治体の声を踏まえつつ、わが国経済が持続的に成長するための中長期の対策の枠組みと具体的な行動計画を示し、着実に実行していかなくてはならない。特に、各地域は自らの将来ビジョンを描き、持てる独自資源を徹底活用して「地域の付加価値創造」に主体的に取り組むことで、交流人口の増加と「しごと」をつくり、暮らしを成り立たせることにより、「ひと」の流出に歯止めをかけていかなくてはならない。政府は、各地域のこうした自主的な取り組みを積極的に促し、あらゆる手段をもって必要な環境整備を行い支援していくべきである。

出生率の低い東京もまた、地方から若者を吸い込むだけの「ブラックホール化」を改善し、出生率の引き上げに強力に取り組むとともに、地方と連携しながら少子高齢化に伴う様々な課題の解決に取り組んでいくべきである。

商工会議所としては、地域経済社会を支える経済団体として、住民、行政、企業など多様な主体と連携して人口減少や地域経済の疲弊などの構造的な課題を克服し、地方創生のために強力なリーダーシップを発揮し、自ら具体的に取り組んでいく。

【人口減少対策の3つの柱と商工会議所の取り組み】

人口減少対策に関する以上の基本的な考え方を踏まえ、「Ⅰ．地域の再生・創生」、「Ⅱ．女性と高齢者の活躍推進」、「Ⅲ．結婚・出生率向上に向けた環境整備」の3つを柱とする政府、自治体、産業界における具体的な取り組みの方向性について以下のとおり提言する。

I. 地域の再生・創生

人口、製造業出荷額、企業数の約5割、農林水産業（GDP）の約8割が地方圏に存在しており、国内需要（消費）および供給（生産）の基盤である地域経済の再生なくして日本経済の再生はない。人口減少・少子化を抑制するためにも、出生率が高く豊かな地域資源を有する暮らしやすい地方圏で、若者や女性が働き、定住できる環境を整備していくことが必要である。また、大規模災害への対応としても、大都市圏のバックアップ機能を有する地方圏を構築しておくことが必要である。

地域の再生・創生のためには、地域での「人の交流・定住を促す仕組みづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」、という3つの観点から政策を展開していくことが必要である。

その際、各地域においては、地元の商工会議所を中心とする経済界が地元行政や大学、金融機関等の各主体と連携して知恵を絞り、自ら資源を見出して地域をどう発展、成長させていくのかという戦略を定めた「地域ビジョン」を作成・共有し、実行していくことが重要である。

1. 地方での人の交流・定住を支援する仕組みづくり

人口減少下において地方を維持・発展させていくには、まずもって地域内外の人の交流を促進させ、地方への人の移動、往来を促す仕組みづくりに取り組むとともに、地方に人が定住できることが重要である。また、地方では、一部業種での人手不足や高度専門分野での人材不足が深刻になりつつあり、その対策も急務である。一方で、大都市部の若者や女性、シニア層には、地方に魅力や楽しさを感じ、週末に里山を訪れたり、就労や定住に関心を持つ人々が増えている。これらを上手にマッチングさせ、実際の移住・定住などに結びつけるためにも、大都市と地方の間を人が移動する機会の増加をもたらす仕組みの構築が必要である。

○ 地方での人の交流・定住・就業希望者に対する支援強化

豊かな里山や農業などに魅力を感じ、2地域居住、週末移住、農業体験などのライフスタイルを楽しむ人々が増えている。また、地方への定住、就業・就農や起業を希望する若者等も増えているが、地方からの積極的な呼び込みや情報発信が不足している。都市と農村の間の人々の交流を促すことや、Uターンを含む都市部からの若い就業・定住希望者の希望が叶い、地域活性化の担い手として活躍できるような仕組みづくりが必要である。

2. 地域に人が残る「しごととくらし」づくり

「しごと」があり、経済が活性化している地域は出生率も高い傾向にある。地域に人、若者が残り、定着するだけではなく、地域外からも人を呼び込むためには、地域独自の資源を活かした新たな「しごと」づくりと魅力的なライフスタイルの創出が不可欠である。特に農林水産業や観光資源は地域の強みであり潜在成長力を有している。これらを有効に活かした「しごと」づくりに取り組むことが重要であり、政府はそうした取り組みを後押しする政策を強化すべきである。

(1) 若者にとって魅力ある農林水産業づくりの強化

1次産業を担う若者を呼び込むためには、安定的な所得の確保さらには所得水準の向上を図っていくことが必要であり、1次産業の株式会社化を促し、企業ノウハウを導入して生産性・収益性を高めていく戦略的な取り組みが必要である。

○ 農林業の経営合理化、集約化・大規模化の促進と生産性の向上

農地の生産性や収益性を高め、強い農業づくりを行うためには、農業生産法人要件の見直し等を通じて、農地の集約化・大規模化を図るとともに、株式会社による農地の直接所有も認めるべきである。また、農産品の高付加価値化や市場の拡大を実現するため、産業界と地元農協との連携を促進し、新たな商品開発や販売ルートの拡大などを図っていくことも必要である。

林業においても、森林の所有関係の明確化を図り、有効利用の促進を図る必要がある。また、林業経営の主体は9割が家族経営であり、組合等による施業・生産などの共同化、機械化、物流の大ロット化といった集約化や効率化を図るとともに、国産材の需要拡大を図るために建築基準の規制緩和（4階以上の木造建築の許容）、環境にやさしい木材の利用促進と燃料の地産地消につながるバイオマス発電の推進等の措置が必要である。

(2) 地域内外の交流人口を増やし、新たな「しごと」を生み出す観光戦略の促進

地方における人口の減少を補い、新たな「しごと」を生み出すためには、地域内外のヒトとモノの往来を促進することが重要であり、関連産業の裾野が広く、雇用拡大効果の大きい観光を振興することはその有力な手段の一つである。

全国に観光資源のない地域はない。行政、商工会議所、市民などの関係者が一体となって、地域内のヨソモノ、ワカモノ、女性の声も取り入れながら、地域資源を発掘して磨き上げ、そこにストーリーを加えて魅力ある観光地域づくりを広域的に進める必要がある。また、地域の生活そのものが重要な観光資源であり、アグリツーリズム

などの生活体験や短期滞在の推進も必要である。政府においては、こうした取り組みを支援していくための一元的な観光政策の立案と施策の実施、広域連携による観光振興への取り組みの推進が必要である。

○ ハード、ソフト両面の観光インフラの整備促進

アクセスの改善は旅行者を増やす大きな要因である。国際拠点空港の機能強化、高速道路のミッシングリンク解消による主要都市の結節をはじめ、各種移動・輸送手段の拡充等、ハード面での基盤整備を促進すると同時に、ビザ発給要件の一層の緩和、W i - f i などの通信環境の整備、旅館業等の商習慣の改善、通訳・ガイドの確保など、ソフト面での受入れ環境の整備が不可欠である。

○ 広域連携による観光の促進と一元的な観光戦略推進体制の整備

旅行者のニーズは多様化しており、単独の地域における観光振興の取り組みでは、誘客力に欠け、受入態勢の不足などの課題もある。広域連携観光は、こうした課題を解決する手段の一つであり、また、地域のPR力の強化、滞在期間の長期化、相互送客機能の向上に資するものであり、その取り組みの促進が重要である。特に、3地点間の連携による「観光トライアングル」は各地域での形成が求められる。各トライアングルをさらに広域に展開すれば、日本全国が観光のネットワークで結節されることになり大きな効果が期待される。商工会議所は各地域のトライアングル形成の推進役を担う活動を既にスタートしている。

国においては、全ての関係省庁が全力を上げて観光振興に取り組むべきである。また、観光庁は、関係省庁が独自に実施している観光関連施策の整合性を図るとともに、地方自治体と連携して、インバウンドの拡大のみならず、国内旅行消費額の9割を占める国内観光促進の取り組みを積極的に支援すべきである。

(3) 地域内経済循環の再構築

疲弊した地域経済を立て直すためには、規制緩和等により国内の立地環境を整備して海外に流出した製造業の国内回帰を促し、ものづくりの競争力強化を図る必要がある。また、地域の特性や資源を徹底活用して、地域外からの需要を獲得するとともに、これまで地域外に流出していた資金が、地域内での消費や投資に繰り返しつながらるような経済循環を再構築していくことが必要である。その際に中核となるのは地域経済をけん引する中堅・中小企業であり、支援の強化が不可欠である。さらに、産業界と地元の大学や研究機関が連携して地域の潜在力を結集し、競争力の強化や地域発の新しい産業集積を作り出していく必要がある。

○ 地域内経済循環の中核となる中堅・中小企業の支援強化

各地における中堅・中小企業は、地域外から需要を獲得し、その取引を通じて多くの中小・小規模企業とその従業員や家族を支えており、地域経済をけん引する大きな役割を果たしている。従来の中小企業基本法や税法の基準にとらわれず、輸出・海外展開を含めた販路の開拓・拡大や、医療・環境・再生エネルギーなど成長分野への挑戦を重点的に支援するなど、こうした中堅・中小企業に対する支援の強化が必要である。

○ 地域再生拠点としての大学・研究機関づくり

全国各地域において、地域としての独自資源を見出し、成長・発展させる「地域ビジョン」を実現する上で、大学・研究機関等への期待が大きい。地域の大学や公設試験研究機関は、地域再生に向けた知の拠点としての役割と使命を再認識し、地域の産業競争力強化や新事業創出、また、それを支える人材の育成・供給に積極的に取り組むべきであり、国および地方自治体は重点的な支援を行っていくべきである。

○ 外国人材の受入れ推進による人手不足問題への対応強化

地方で深刻化する人手不足が企業経営を大きく圧迫しており、その対応策として、国内人材の確保に最大限努めることを基本としつつ、一定の技術・技能を有する外国人材の受入れを拡大する必要がある。また、国際競争力強化のために必要な高度外国人材が地方でも活躍できるように、採用意欲のある中小企業の情報発信やマッチング支援等を行うことが必要である。

3. コンパクトで賑わいのある「まち」づくり

全国各地において、都市のスプロール化により、商店街をはじめ中心市街地の低迷、コミュニティの衰退に歯止めがかからず、疲弊が進んでいる。最低限必要な都市機能が一定の範囲内に揃い、高齢者のみならず若者や女性など多様な地域住民が快適に楽しく生活できる、コンパクトで持続性のあるまちづくりが不可欠である。併せて、その核となる中心市街地活性化の取り組みや、人の移動や交流の足となる地域公共交通などの基盤整備の促進が必要である。同時に、個々の店舗が、自らの努力により消費者ニーズを的確に捉え、魅力ある店舗に進化していくことが活気あるまちづくりに不可欠である。

○ ラストチャンス の 覚悟 で 中心市街地 活性化 に 取り組む

コンパクトで賑わいのあるまちづくりには、その核となる中心市街地の活性化が不可欠である。特に地方の小都市では、この10年をラストチャンスと捉え、改正中心市街地活性化法や改正都市再生特別措置法を活用した、中心市街地活性化の取り組みの加速が必要である。コンパクトなまちづくりには、商業施設のみならず医療・介護施設、公共・文化施設など少子高齢化と若年層の減少に対応した都市機能の中心市街地への立地促進が必要であり、改正法に基づく施策の普及、拡充等、各地の取り組みへの一層の支援が必要である。

○ 中心市街地における空き地・空き店舗の有効活用の促進

中心市街地における空き地や空き店舗が、まちの計画的な整備や賑わい創出の大きな阻害要因となっている。こうした土地等の有効活用を促進するため、所有と利用の分離を促すインセンティブを設けることや、まちづくりの実施主体となるまちづくり会社に対し、土地等の取得・貸与における税制上の優遇措置や、法務局による無償の登記情報の提供制度など、エリアマネジメントを促進するための支援措置が必要である。

4. 地域再生に資する土地の有効活用に係る制度の抜本的見直し

区画整理事業などのまちづくりに取り組む際に阻害要因となっている不在地主問題をはじめ、強い農林水産業づくり（農地・森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等）に取り組む際に障害となる、所有者不明の山林や耕作放棄地などの課題解決が重要である。土地の有効活用を促進するため、現時点での所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認、土地収用法における収用対象事業の拡大など、土地の所有・利用に関する制度の抜本的見直しが必要である。

5. 広域連携・地方分権の推進

地域経済の活性化には、同一経済圏や通勤圏などを単位とした、都道府県・市町村の境界にとらわれない広域連携による交流や取り組みが必要であり、行政もこれに対応していく必要がある。そのためにも、経済界、自治体、国が三位一体となって取り組めるよう、必要な権限、財源、人材等に関する地方分権の推進が必要である。

Ⅱ. 女性と高齢者の活躍推進

1. 経済成長を維持するための女性・高齢者の活躍推進

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者に可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。元気な高齢者が60歳以降も意欲を持って働き、女性についても出産・育児によるM字カーブを最大限解消していくことで、2030年時点での労働力人口を6,000万人以上確保することができる。こうした観点から、政府は、女性や高齢者の就業意欲を高める仕組みや制度づくりを進めるべきである。

○ 女性の社会進出を促進する社会保険・税制の見直し

女性の就業促進を阻害する要因として指摘される社会保険の被扶養者の認定要件（130万円の壁）や所得税の配偶者控除（103万円の壁）については、保険料負担が発生し、手取り額が逆転する「130万円の壁」の方が影響はより大きい。女性の活躍推進には、社会保険・税の双方で働くほど手取り額が増え、意欲を持って働ける仕組みが必要である。

社会保険については、平成28年より年収130万円より低い年収106万円以上の労働者が新たに適用対象となるが、本人や事業主にとって重い保険料負担となる新たな「106万円の壁」が生じることが懸念される。女性の就労拡大のためには、世帯単位でみた保険料が大きな負担増とならず、事業主負担も過重とならぬよう、保険制度全体で調整する仕組みが必要である。

税制面についても、女性の就業を促すとともに、専業主婦層も育児・介護、社会活動等で貢献していることを踏まえ、夫婦単位での控除額の合計が一定で、併せて、これまで以上に税負担が増えず、働くほど手取り額が増加する調整の仕組みを検討すべきである。

○ 女性の職場復帰、再就職のための学び直し支援

出産・育児で離職した女性に対しては、円滑な職場復帰や再就職に向けた学び直しの機会の充実が必要である。特に事務系職種を主とする教育機関での学び直し（リカレント教育）だけではなく、人手不足業種となっている技能・技術分野等への専門的な職業訓練機会を拡充して、女性の就職を勧奨していくべきである。

○ 女性の再就職、創業支援の拡充

特に事務系職種への正社員としての再就職が難しい中、潜在的な人材需要を发掘するためには、中堅・中小企業と再就職希望者との柔軟なマッチング機会を拡

充していく必要がある。また、女性ならではの感性を活かしたニッチな分野での起業を応援するなど、女性の能力を最大限活かす「女性のための創業支援」を強化すべきである。

○ 70歳程度までの雇用継続に取り組む企業への支援強化

原則として希望者全員を70歳程度まで継続雇用する制度を導入する企業に対し、継続雇用者数に応じて法人税等の税額控除を適用する等、インセンティブを強化すべきである。

○ 高齢者の円滑な労働移動の促進

労働力人口が減少する中、高齢者の継続雇用の場を同一企業とその関係企業のみを求めることは、企業と働き手はもとより、我が国の産業全体にとっても望ましいことではない。成長分野や採用意欲のある企業へ的高齢者の労働移動やふるさと回帰、地方での起業を促すため、ハローワークや産業雇用安定センターと民間事業者等が連携を強化し、労働市場全体としてのマッチング力を高めるとともに、受入れ企業が行う教育訓練費用等への助成制度を拡充すべきである。

○ 高齢者の働く意欲を高める公的年金制度の見直し

人口減少下で絶対的に労働力が不足していく中、元気な高齢者には意欲を持って働き続けてもらわなくてはならない。このため、働いて収入が多くなるほど在職高齢年金が減額される制度は労働意欲を削ぐため、「支給停止額」の上限を引き上げるべきである。ただし、平均余命は伸びているため、年金財政を維持する観点からも、年金支給開始年齢は諸外国並みに2歳程度引き上げるべきである。

Ⅲ. 結婚・出生率向上に向けた環境整備

1. 結婚・出産しやすい環境づくり

結婚・出生率の向上を図っていくためには、何よりも待機児童ゼロの早期達成を目指した子育て環境の整備・充実策に加え、婚姻率そのものを引き下げる大きな要因である若者を中心とした経済的不安の解消が必要である。併せて、様々な教育機会を通じて、結婚観、家庭観を育み、適齢期で子どもを産み育てることの大切さを教えるなど、若年からの国民的価値観の醸成も必要である。

○ 若者の雇用の安定に向けた取り組み

若者の経済的不安定さが結婚を躊躇させる大きな要因となっている。まずは雇

用の安定化を図ることが先決である。職務・労働時間・勤務地等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や、ジョブ・カード制度等を活用した職業訓練の拡充等により、非正規雇用労働者の雇用安定、処遇改善に一層取り組むことが重要である。

○ 結婚を奨励する経済的支援の検討

不安定雇用等による経済的な余裕の無さが結婚を踏みとどまらせているため、結婚当初において、一定期間、住宅等の諸費用負担を支援するなど、結婚時の経済的負担を軽減する支援措置のあり方を検討すべきである。

○ 非営利による婚活事業の推進

「出会いの場が少ない」という若者は多い。地域ぐるみで参加者の裾野を広げやすく、コスト負担も少ない商工会議所や自治体による婚活事業は地域活性化にも役立つため、運営コスト等の支援を行い、広く推進すべきである。

○ ライフプランニングと適齢出産を奨励する教育の充実

若い世代においては、結婚や家庭を持つことへの肯定的な価値観が希薄となっている。学校教育等において、キャリア教育の推進により、社会人・職業人としての資質・素養を磨き、ライフプランニングの大切さを教え、自立、結婚し、家庭を持つことへの前向きな価値観と自己肯定感を醸成するとともに、高齢出産のリスクを伝え、適齢期で子どもを産み育てることを奨励する教育を行うべきである。

2. 安心して子どもを産み育てられる環境整備

非正規雇用の増加などに伴う若者の経済的不安定さや、子育て費用の大きさ、住居を含む子育て環境の未整備、あるいは働きながら育児を行う上での様々な障害等が複数の子どもを持つことを躊躇させている。出生率を少なくとも希望出生率まで引き上げるため、以下のような政策を検討すべきである。

○ 出産・育児に伴う経済的負担の軽減

教育費を含む子育て費用の大きさが希望出生率を下げる大きな要因となっている。義務教育段階での医療費の完全無償化や、教育資金贈与制度における資金使途の出産・育児費用への拡大、児童税額控除や諸手当等、多子世帯の経済的負担をこれまで以上に軽くする政策へのシフトが必要である。

○ 男性の育児参加を促進

女性の子育ての負担を軽減し出生率を高めるために、男性の育児休業取得率の向上等に積極的に取り組む必要がある。男性の育児参加を促進する企業を行政がPRしたり、行政が主催する合同採用説明会等に優先的に参加できるインセンティブを与えること等により、企業の自主的な取り組みを後押ししていくべきである。

○ 育児に祖父母の力を活用

育児に祖父母が協力できる3世代同居の多い地域では、出生率が高い傾向がある。高齢者対策としても重要となっていく3世代同居や近隣居住を積極的に奨励する税制、助成措置等を拡充すべきである。

○ 子どもを育てる親のニーズに柔軟に対応する保育体制の整備

都市部における子どもの送迎の負担を軽減するため、一部の自治体で始まった「サテライト保育園」や「送迎保育ステーション」の設置の動きを促進することが重要である。また、すでに国が推進を打ち出している「待機児童解消加速化プラン」や「放課後子ども総合プラン」、「子育て支援員（仮称）制度」の創設等について、早期かつ着実な実施が必要である。

○ 仕事と子育てを両立しやすい勤務形態の普及促進

子育て等の事情を抱える働き手のニーズに応えるためには、フレックスタイム制度や短時間勤務制度、テレワーク等の導入が有効であるが、現状では規模の小さい企業ほど、導入が進んでいない。これらの柔軟な勤務形態の導入を目指す中小企業へのコンサルティング強化や、導入費用の助成拡充等により、普及促進を図る必要がある。

○ 子育て応援企業へのインセンティブの付与

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業については、行政が顕彰するなどその「見える化」を促進するとともに、特に優秀な企業に対しては、低利の融資制度を創設したり、公共事業の入札において一定の評価とインセンティブを付与するなど、企業の取り組みを評価する仕組みを作るべきである。

3. 少子化対策の財源に関する考え方

結婚・出産を支援し、安心して子どもを産み育てられる環境整備など少子化対策を拡充するためには、多額の財源が必要となるが、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にある。このため、高齢世代への給付に過度に偏った社会保障費などの財政支出のあり方を抜本的に見直すとともに、女性・高齢者の活躍で生み出される新たな財源は、可能な限り少子化対策に資する形で現役世代に還元していくべきである。

○ 社会保障制度改革の徹底を通じた財源確保

毎年1兆円ずつ増加する社会保障費は、公費負担のみならず、現役世代の保険料負担の上昇を招き、過重なものとなっている。社会保障給付の重点化・効率化を一層徹底させ、高齢者の応能負担の割合を高めるとともに、現役世代から高齢者医療への拠出金負担に上限を設けるなど、企業や現役世代に過度に依存した現在の財政負担構造を改めるべきである。少子化対策に必要な財源については、可能な限りこうした改革の徹底により捻出し、高齢世代から現役、子育て世代に対する資源の再分配を行っていくべきである。

○ 女性・高齢者の活躍を通じた財源確保

女性や高齢者の活躍は所得税収の増加という財政効果を生むことになる。これにより得られた税収は、高齢世代に過度に偏った財源を若年世代へ再分配するという観点から、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備のために重点的に配分していくべきである。

IV. 地方創生に向けた商工会議所の取り組み強化

地方創生・人口減少対策は、地域全体で取り組む必要があり、住民、行政、産業界をはじめ、様々な主体が一体になって地域の未来像を創り上げ、同じ方向を向いてその実現に取り組んでいくことが重要である。われわれ商工会議所は、地域全体の商工業の総合的な発展と住民の福祉向上を使命とする経済団体であり、地域の中核として、総力を挙げて強いリーダーシップを発揮し、地方創生に具体的に取り組んでいく。

1. 地域の中核としての活動の更なる展開

疲弊する地域を再生し魅力ある地域づくりに向けて、住民、行政、産業界など多様な主体が連携し、地域ビジョンの策定と実施、まちづくり等の地域活性化に取り組むうえで、商工会議所がその中核を担い、強力なリーダーシップを発揮する。

2. 商工会議所のネットワークを活用した地域内外の連携推進

これからの地域再生の鍵は、地域間の「連携」である。1地域、1企業では対応が難しい地域資源のブランド化と地域外への販路開拓、広域連携観光の推進などの事業は、全国にネットワークを持つ商工会議所が、その強みを最大限に活かし、地域内の多様な主体と連携して取り組む。

3. 現場に役立つ事業活動支援・情報発信の強化

地域経済を支える中小・小規模企業の活力強化と地域活性化を図るため、以下のような取り組みを強化する。

- ▶ 創業・第二創業・ベンチャー・事業承継等の支援をはじめ、個々の企業の現場のニーズにマッチする事業やサービスを強化し、企業の新たな成長への取り組み等を支援する。
- ▶ 柔軟な働き方、子育て支援等について、企業に新しい価値観にもとづく経営や雇用管理のあり方に関する情報を発信し、普及・啓発する。
- ▶ 大学と中小企業を直接結ぶ就職支援事業や企業や地域の発展を支える人材育成、婚活事業など、社会的役割を果たす事業に積極的に取り組む。

4. 地方創生のために活動する商工会議所への寄付金は全額損金算入に

以上のような地方創生のための活動を商工会議所が行っていくための財源を確保するため、寄付金制度の拡充が必要である。現在、商工会議所に対する寄付金は、所得控除の対象とはなっていない。東日本大震災では、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄付金が指定寄付金とされたが、継続的な扱いにはなっていないため、今後、想定される自然災害等への対応や、これまで述べたような中小企業の活力強化、地域活性化に係る取り組みや諸事業等を商工会議所が自ら強いリーダーシップをもって行っていくために、商工会議所への寄付金は全額損金算入できるようにすべきである。

以上